

大牟田市営駐車場・大牟田市自転車等駐車場

指 定 管 理 者 募 集 要 項

大 牟 田 市

令和7年8月

目 次

1. 対象施設の設置目的	1
2. 対象施設の概要	1
3. 指定管理者が行う管理の基準	6
4. 指定管理者が行う業務の範囲	7
5. 業務の第三者への委託	8
6. 指定の期間	8
7. 応募資格	8
8. 共同事業体による指定申請及びその要件.....	9
9. 提出書類・提出書類における留意事項.....	9
10. 納入金	11
11. リスク分担	11
12. 質問事項の受付	12
13. 説明会の実施	12
14. 参加表明書の提出方法、期間及び提出先.....	13
15. 指定申請の方法、期間及び提出先	13
16. 選定方法	14
17. 申請に要する経費負担	14
18. 無効又は失格	14
19. 選定委員会	15
20. 選定結果の通知	15
21. 指定管理者の決定及び管理業務に係る協定の締結.....	15
22. 利益の還元剰余金の取り扱いについて.....	15
23. その他	16
24. 仕様書・申請書類の様式	16
25. 指定管理者選定スケジュール（予定）.....	17
26. 問い合わせ先	17

「大牟田市営駐車場」及び「大牟田市自転車等駐車場」の計7施設について、一括して運営管理を行う指定管理者を募集します。

1. 対象施設の設置目的

次のとおりです。

「大牟田市営駐車場」…道路交通の円滑化、違法駐車防止及び自動車利用者の利便に資する。

(大牟田駅東口駐車場、大牟田駅西口自動車整理場、新大牟田駅駐車場、新大牟田駅南駐車場)

「大牟田市自転車等駐車場」…自転車等の利用者の利便向上及び放置自転車の防止を図る。

(大牟田駅東口自転車等駐車場、大牟田駅西口自転車等駐車場、新大牟田駅自転車等駐車場)

2. 対象施設の概要

対象施設の概要は次のとおりです。その他の詳細については、別紙①「大牟田市営駐車場・大牟田市自転車等駐車場指定管理者仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりです。

(1) 大牟田駅東口駐車場

①名 称: 大牟田駅東口駐車場 (以下「東口駐車場」という。)(平成5年4月供用開始)

②位 置: 大牟田市大字大牟田 1232 番地 6

③建物概要: 鉄骨2階建 (1階は大牟田駅東口自転車等駐車場) 及びゲート横の簡易事務所

④敷地面積: 1,590㎡ (国道への通路131㎡は含まず)

⑤延床面積: 1,726㎡ (鉄骨2階建ての2階部分)

⑥収容台数: 44台 (一時利用25台 (うち、身体障害者用3台)、定期利用19台 (うち、身体障害者用1台))

⑦利用料金: 次のとおり。金額は、消費税分として下表に定める額に100分の110を乗じた額とする (金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て)。
また、指定管理者が独自に料金設定を行う場合は、次の料金を下回る場合に限る、事前に市長の承認を得て、個別に料金設定を行うことができる。

利用時間		区分	条件※1	金額 (税抜) ※2
一時利用	午前6時から 午後10時まで	基本 使用料	入庫から20分以内	無料
			入庫から20分を超え60分以内	200円
		超過 使用料	入庫から60分を超え24時間以内	60分ごとに100円 上限1,000円
			入庫から24時間を超える場合	60分ごとに100円 24時間ごとに1,000円
	午後10時から 翌日午前6時まで	基本 使用料	入庫から20分以内	無料
			入庫から20分を超え60分以内	50円
		超過	入庫から60分を超え24時間以	60分ごとに50円

		使用料	内	上限 1,000 円
			入庫から 24 時間を超える場合	60 分ごとに 50 円 24 時間ごとに 1,000 円
定期利用※3			1 月	10,000 円

※1 一時利用の超過使用料の算定の場合において 60 分未満の端数があるときは、その端数は 60 分とする。

※2 一時利用の使用料を算定する場合に午前 6 時において 60 分未満の端数があるときは、その 60 分が経過するまでの間は午後 10 時から翌日午前 6 時までの区分により使用料を算定するものとし、午後 10 時において 60 分未満の端数があるときは、その 60 分が経過するまでの間は午前 6 時から午後 10 時までの区分により使用料を算定するものとする。

※3 定期利用（月極）は、身体障害者駐車場を 1 台、身体障害者駐車場以外の駐車場 18 台を上限とする。

⑧利 用 券：次のとおり。なお、指定管理者が利用券を発行するときは、利用券の種別、単位及び金額並びに利用券を使用する場合における利用料金の額について、事前に市長の承認を得て変更することができる。

利用券	種別	単位	金額
	110 円券	10 枚	1,000 円

（２）大牟田駅西口自動車整理場

①名 称：大牟田駅西口自動車整理場（以下「西口整理場」という。）

②位 置：大牟田市久保田町 2 丁目 300 番地

③敷地面積：230.1 m²

④収容台数：6 台（うち、身体障害者用 1 台）

⑤利用料金：次のとおり。金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。駅利用者の送迎等のための短時間での駐車と、それによる西口広場での路上駐車・渋滞防止を主目的としているため、長時間の駐車を誘引する可能性がある料金の引き下げ等を含め、次の利用料金からの変更は認めないものとする。

利用時間		区分	条件※1	金額（税込）※2
一時利用	午前 6 時から 午後 10 時まで	基本使用料	入庫から 20 分以内	無料
			入庫から 20 分を超え 60 分以内	200 円
		超過使用料	入庫から 60 分を超える場合	60 分ごとに 100 円
	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	基本使用料	入庫から 20 分以内	無料
			入庫から 20 分を超え 60 分以内	50 円
		超過使用料	入庫から 60 分を超える場合	60 分ごとに 50 円

※1 一時利用の超過使用料の算定の場合において 60 分未満の端数があるときは、その端数は 60 分とする。

※2 一時利用の使用料を算定する場合に午前6時において60分未満の端数があるときは、その60分が経過するまでの間は午後10時から翌日午前6時までの区分により使用料を算定するものとし、午後10時において60分未満の端数があるときは、その60分が経過するまでの間は午前6時から午後10時までの区分により使用料を算定するものとする。

(3) 新大牟田駅駐車場

①名 称：新大牟田駅駐車場

②位 置：大牟田市岩本新町1丁目306番地

③建物概要：ゲート横の簡易事務所（9㎡）

④敷地面積：2,099.1㎡

⑤収容台数：77台（うち、身体障害者用2台）

⑥利用料金：次のとおり。金額は、消費税分として下表に定める額に100分の110を乗じた額とする（金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て）。
また、指定管理者が独自に料金設定を行う場合は、次の料金を下回る場合に限り、事前に市長の承認を得て、個別に料金設定を行うことができる。

利用時間		区分	条件※1	金額（税抜）※2
一時利用	午前6時から 午後10時まで	基本 使用料	入庫から20分以内	無料
			入庫から20分を超え60分以内	200円
		超過 使用料	入庫から60分を超え24時間以内	60分ごとに100円 上限350円
			入庫から24時間を超える場合	60分ごとに100円 24時間ごとに350円
	午後10時から 翌日午前6時まで	基本 使用料	入庫から20分以内	無料
			入庫から20分を超え60分以内	50円
		超過 使用料	入庫から60分を超え24時間以内	60分ごとに50円 上限350円
			入庫から24時間を超える場合	60分ごとに50円 24時間ごとに350円

※1 一時利用の超過使用料の算定の場合において60分未満の端数があるときは、その端数は60分とする。

※2 一時利用の使用料を算定する場合に午前6時において60分未満の端数があるときは、その60分が経過するまでの間は午後10時から翌日午前6時までの区分により使用料を算定するものとし、午後10時において60分未満の端数があるときは、その60分が経過するまでの間は午前6時から午後10時までの区分により使用料を算定するものとする。

⑦利 用 券：2の（1）東口駐車場の⑧と同様。

(4) 新大牟田駅南駐車場（令和6年4月26日供用開始）

①名 称：新大牟田駅南駐車場

②位 置：大牟田市大字岩本2381番地3

③敷地面積：3, 830 m²

④収容台数：98台（一時利用76台（うち、身体障害者用2台）、定期利用22台）

⑤利用料金：次のとおり。金額は、消費税分として下表に定める額に100分の110を乗じた額とする（金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て）。
また、指定管理者が独自に料金設定を行う場合は、次の料金を下回る場合に限り、事前に市長の承認を得て、個別に料金設定を行うことができる。

利用時間		区分	条件※1	金額（税抜）※2
一時利用	午前 6 時から 午後 10 時まで	基本 使用料	入庫から 20 分以内	無料
			入庫から 20 分を超え 60 分以内	200 円
		超過 使用料	入庫から 60 分を超え 24 時間以 内	60 分ごとに 100 円 上限 280 円
			入庫から 24 時間を超える場合	60 分ごとに 100 円 24 時間ごとに 280 円
	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	基本 使用料	入庫から 20 分以内	無料
			入庫から 20 分を超え 60 分以内	50 円
		超過 使用料	入庫から 60 分を超え 24 時間以 内	60 分ごとに 50 円 上限 280 円
			入庫から 24 時間を超える場合	60 分ごとに 50 円 24 時間ごとに 280 円
定期利用※3			1 月	2, 730 円

※1 一時利用の超過使用料の算定の場合において60分未満の端数があるときは、その端数は60分とする。

※2 一時利用の使用料を算定する場合に午前6時において60分未満の端数があるときは、その60分が経過するまでの間は午後10時から翌日午前6時までの区分により使用料を算定するものとし、午後10時において60分未満の端数があるときは、その60分が経過するまでの間は午前6時から午後10時までの区分により使用料を算定するものとする。

※3 月の中途において定期利用を開始する場合のその月の定期利用の使用料の額は、この表に掲げる定期利用の使用料の額を日割計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

⑥利 用 券：2の（1）東口駐車場の⑧と同様。

（5）大牟田駅東口自転車等駐車場、大牟田駅西口自転車等駐車場

①名 称	大牟田駅東口自転車等駐車場 （以下「東口駐輪場」という。）	大牟田駅西口自転車等駐車場 （以下「西口駐輪場」という。）
②位 置	大牟田市大字大牟田 1232 番地 6	大牟田市久保田町 2 丁目 303 番地
③建 物	鉄骨 2 階建（2 階は東口駐車場）及び 簡易事務所	鉄骨 3 階建及び簡易事務室

④敷地面積	1, 590 m ²	452 m ²
⑤延床面積	1, 040 m ²	991 m ²
⑥収容台数	1階：※バイク 200 台程度 自転車 650 台程度 計 850 台程度	1階：※バイク・自転車 100 台程度 2・3階自転車専用 650 台程度 計 750 台程度

※大牟田市自転車等駐車場条例第 5 条に定める利用対象。

⑦利用料金：下表のとおり（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。また、指定管理者が独自に料金設定を行う場合は、次の料金を下回る場合に限り、事前に市長の承認を得て、個別に料金設定を行うことができる。

利用の種別		利用期間	自転車	原動機付 自転車	自動二輪車 (125cc 未 満)	自動二輪車 (125cc 以 上)
定期利用	学生※	1 月	1,100 円	2,200 円	2,420 円	3,190 円
		3 月	3,080 円	6,270 円	6,710 円	8,910 円
	一般	1 月	1,320 円	2,640 円	2,970 円	3,850 円
		3 月	3,630 円	7,370 円	8,250 円	10,780 円
一時利用		1 日 (1 回)	110 円	220 円	220 円	330 円

※学生とは、学校教育法第 1 条に規定する学校又は市長が認める教育施設へ通学する者。

（６）新大牟田駅自転車等駐車場

①名 称：新大牟田駅自転車等駐車場（以下「新大牟田駅駐輪場」という。）

②位 置：大牟田市岩本新町 1 丁目 306 番地

③敷地面積：349.9 m²（うち、自転車等駐車場 51.4 m²（サイクルポートあり）、バイク駐車場 70.5 m²、連絡通路 228.0 m²）

④収容台数：バイク 16 台程度、自転車 38 台程度

⑤使 用 料：無料

（７）各施設の利用台数 （単位：台）

下表のとおりです。

施 設 名		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
東口駐車場		12,644	15,613	14,140
	うち有料台数	9,488	10,849	9,886
	うち無料台数	3,156	4,764	4,254
西口整理場		12,980	13,269	13,570
	うち有料台数	3,096	3,087	3,206
	うち無料台数	9,884	10,182	10,364
新大牟田駅駐輪場		27,974	33,186	32,679

	うち有料台数	13,333	15,444	15,631
	うち無料台数	14,641	17,742	17,048
新大牟田駅南駐車場		—	—	1,987
	うち有料台数	—	—	1,508
	うち無料台数	—	—	479
東口駐輪場		10,621	10,619	10,830
西口駐輪場		15,285	16,435	16,744

(8) 各施設の使用料等収入の実績

次のとおりです。各施設の年度別の収入実績については別紙②参考資料に記載しています。

【指定管理者の収入となる費目（施設使用料、雑入）の過去3ヵ年平均】

[収入実績]

東口駐車場

令和4年度～令和6年度 平均 4,617 千円

西口整理場

令和4年度～令和6年度 平均 1,883 千円

新大牟田駅駐車場

令和4年度～令和6年度 平均 9,198 千円

新大牟田駅南駐車場

令和6年度 649 千円

東口駐輪場・西口駐輪場

令和4年度～令和6年度 平均 17,341 千円

3. 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開場時間及び休場日

開場時間及び休場日は、次の条例と条例施行規則に基づき運営してください。

- ・大牟田市営駐車場条例（平成4年条例第16号。以下「駐車場条例」という。）
- ・大牟田市営駐車場条例施行規則（平成5年規則第35号。以下「駐車場規則」という。）
- ・大牟田市自転車等駐車場条例（平成3年条例第4号。以下「自転車等駐車場条例」という。）
- ・大牟田市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第15号。以下「自転車等駐車場規則」という。）

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守し、駐車場、自転車等駐車場の各管理等業務に関連して作成し、又は取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

（３）情報公開

大牟田市情報公開条例（平成 15 年条例第 37 号）の規定を遵守し、積極的な情報公開に努めること。

（４）関係法令等の遵守

関係法令、駐車場条例、駐車場規則、自転車等駐車場条例、自転車等駐車場規則の規定を遵守すること。

（５）施設設備及び物品の維持管理

各施設の設備や物品等は、適切に維持管理を行うこと。

（６）社会的に就労困難な方々への就労の場及び雇用の確保

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律や母子及び父子並びに寡婦福祉法などの主旨を踏まえ、別紙①仕様書に定める業務の中で、現在、高齢者、障害者、ならびに母子・父子・寡婦など社会的に就労困難な方々で構成される団体等に委託している業務については、原則として、引き続きそれらの団体等に委託するものとします。

なお、特別な理由によりそれらの団体等との契約が困難な場合は、理由書を提出することにより、上記によらないことができるものとします。

（７）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）への対応

この法律では、民間事業者において障害者に対する「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「障害者への合理的配慮」を求めることなどを通じて、共生社会を実現することを目指しています。この法律は、令和 3 年に改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました（令和 6 年 4 月施行）。指定管理者は、民間事業者ではありませんが、公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていること等を踏まえると、本市に準じた対応を求められますので、「障害を理由とする差別解消の推進に関する大牟田市職員対応要領（令和 6 年改訂）」等に従い、適切に対応してください。

（８）その他

管理の基準に関する詳細事項は、協議の上、「大牟田市営駐車場・大牟田市自転車等駐車場の管理運営に関する協定書」（以下「協定書」という。）で定めます。

4. 指定管理者が行う業務の範囲

「駐車場条例」及び「自転車等駐車場条例」に規定する次の業務とします。具体的な業務内容及び履行方法については、別紙①仕様書によるものとします。

- （１）駐車場条例第 3 条の 3 から第 3 条の 5 に規定する定期利用に関すること。
- （２）駐車場条例第 5 条第 1 項に規定する利用券発行に関すること。
- （３）駐車場条例第 8 条に規定する駐車拒否に関すること。
- （４）駐車場条例第 10 条に規定する出庫拒否に関すること。

- (5) 自転車等駐車場条例第 6 条、第 7 条及び第 12 条に規定する利用の承認等に関する
こと。
- (6) 自転車等駐車場条例第 14 条第 1 項に規定する指導に関すること。
- (7) 駐車場及び自転車等駐車場の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5. 業務の第三者への委託

指定管理者制度の趣旨から、指定管理業務に係る全業務を第三者へ委託することはできません。個々の具体的業務に係る第三者委託については、次のことを条件とします。

- (1) 市が、第三者への委託可能な業務として指定した業務のうち、指定管理者が委託する業務を市に申し出て、市が承認した場合
- (2) 指定管理者からの申し出により市が承認した場合

6. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

※東口駐車場についての留意事項

東口駐車場から国道 208 号線に出る通路については、市と地権者との間で地役権に関する契約を締結しておりますが、上に記載した指定期間内において地権者との地役権を含む契約が締結できなかったこと等により、同駐車場から国道 208 号線に出る通路を確保できない状況となった場合には、指定期間内であっても、協定書の見直しを行い同駐車場のみ指定管理の対象から除外します。

7. 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。この場合において、法人でない団体にあつては、(1) から (4) までについては当該団体の代表者が、(5) から (10) までについては当該団体が、それぞれの要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）の定めるところにより、本市から指名競争入札に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）等に基づく再生、更生等の手続開始の申立てを行っている者（当該再生、更生等の手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（指定の取消しの理由が施設の休止、廃止等の本市又は他の地方公共団体の事情によるものを除く。）を受けたことがないこと。
- (6) 法人等の役員及び構成員に、本市における指定管理者の指定手続においてその公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るた

めに連合した者が含まれていないこと。

(7) 次のいずれかに該当する法人等（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる者を除く。）でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にある法人等

イ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している法人等

ウ 暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者が役員及び構成員に含まれている法人等

(8) 法人等の役員及び構成員に、市長、副市長、教育長、企業管理者、市議会議員、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する委員会の委員又は監査委員が含まれていないこと。

(9) 13 に定める説明会に参加していること。

(10) 14 に定める参加表明書を提出していること。

8. 共同事業体による指定申請及びその要件

指定申請は、複数の法人等により共同事業体を結成し、共同事業体としてすることができるものとする。この場合において、共同事業体は次の要件を満たす必要があるものとする。

(1) 共同事業体を構成する法人等（以下「構成団体」という。）のうちから当該共同事業体を代表する構成団体を定めていること。

(2) 共同事業体の構成団体に指定申請をしている他の共同事業体の構成団体が含まれていないこと。

(3) 共同事業体の構成団体に指定申請をしている法人等が含まれていないこと。

(4) 共同事業体の全ての構成団体が 7（1）から（8）に定める指定申請をすることができる法人等の資格を有していること。

(5) 共同事業体の代表構成団体が 7（9）及び（10）に定める指定申請をすることができる法人等の資格を有していること。

9. 提出書類・提出書類における留意事項

申請に当たっては、以下の書類を市に提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 提出書類

①大牟田市営駐車場指定管理者指定申請書 様式 4 号

②大牟田市自転車等駐車場指定管理者指定申請書 様式 5 号

③指定管理者の指定の予定期間（令和 8 年度から令和 12 年度）における「駐車場」「自転車等駐車場」に係る収支予算書総括表（各年度分を作成） 様式 8 号

- ④指定管理者の指定の予定期間（令和８年度から令和１２年度）における「駐車場」の管理に係る事業計画書及び収支予算書（各駐車場の各年度分を作成） 様式６・９・１０・１１・１２号
- ⑤指定管理者の指定の予定期間（令和８年度から令和１２年度）における「自転車等駐車場」の管理に係る事業計画書及び収支予算書（各年度分を作成） 様式７・１３号
- ⑥定款の写し又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ⑦指定申請の日の属する事業年度の前３事業年度における法人等の収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれに類する書類（その他の団体にあつてはこれらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度の前事業年度までの事業年度が３年度に満たない法人等にあつては設立時からの各事業年度収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに類する書類。指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては当該設立時における財産目録又はこれに類する書類
- ⑧指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑨法人等の役員等名簿及び照会承諾書 様式１４号
- ⑩法人等の役員の履歴書
- ⑪法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑫現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- ⑬労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ⑭納税証明書
- ア 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書
- イ 大牟田市の市税（市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について滞納がないことの証明書
- ⑮誓約書 様式１５号
- ⑯申立書 様式１６号
- 民事再生法、会社更生法等に基づく再生・更生の手続き開始の申立てを行っていない旨の申立書
- ⑰共同事業体で申請する場合のみ必要な書類
- ア 共同事業体構成団体届兼委任状 様式１７号
- イ 共同事業体協定書（任意様式）
- ※共同事業体で申請する際は、共同事業体の代表構成団体が、７．応募資格の全ての条件を満たす必要があり、共同事業体の全ての団体が、７．応募資格の（１）～（８）の条件を満たす必要があります。

(2) 留意事項

- ①提出部数は、正本１部、副本１１部（コピー可）とします。
- ②提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③指定管理者指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

10. 納入金

大牟田市営駐車場・大牟田市自転車等駐車場では収益が見込めることから、施設管理及び事業にかかる経費については、納入金下限額以上で申請の際の事業計画書、収支予算を作成してください。

○納入金下限額(年額)

大牟田市営駐車場・大牟田市自転車等駐車場 750 千円

11. リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担する者		
		市	指定管理者	分担(協議)
応募	応募に関して必要となる費用		○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更	○		
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の施策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会の議決	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期			○
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○	

不可抗力 ※	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中断（避難所開設を含む）			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、雷、地すべり、落盤、火災、テロ、暴動、ストライキなど。なお、感染症の流行や、それに伴う国・県・市による要請その他法規制により、利用者が急減した場合や、駐車場と自転車等駐車場の管理運営の中断等の必要性が認められる場合等を含みます。

1 2. 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年8月6日（水）から8月22日（金）まで

(2) 受付方法

別紙様式2号「質問票」に記入のうえ、下記へ持参するか、FAX又は電子メールで提出してください。質問票をFAX又は電子メールで送付された方は、送信状況を電話にて確認してください。（電話や口頭による質問についてはお受けできません。）

※持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(3) 提出先

大牟田市市民協働部 生活安全推進課

住 所 〒836-0041

大牟田市新栄町6番地1

大牟田市市民活動等多目的交流施設えるる 1階

電 話 0944-41-2730（直通）

FAX 0944-52-5299

メールアドレス e-seikatuas01@city.omuta.fukuoka.jp

(4) 回答方法

回答できる質問に対し、大牟田市公式ホームページ及び生活安全推進課において、令和7年8月27日（水）までに回答します。

1 3. 説明会の実施

説明会を次により開催します。説明会への参加が応募資格の1つとなっておりますので、申請を予定されている場合は、募集要項を持参の上、必ず説明会に参加してください。参加を希望される場合は、令和7年8月15日（金）までに法人等の名称及び参加する方の氏名を連絡してください。

(1) 開催日時

令和7年8月19日（火） 午後2時より1時間程度

(2) 開催場所

大牟田市役所北別館4階 第2委員会室

(3) 参加者等

1つの法人等又は共同事業体につき3名以内

共同事業体の場合は、代表構成団体が必ず参加すること。

(4) 申込方法

令和7年8月15日（金）までに、別紙様式1号「大牟田市営駐車場・大牟田市自転車等駐車場の指定管理者募集に関する説明会参加申込書」を大牟田市市民協働部生活安全推進課（12の（3）と同じ）へ持参、又は郵送、FAXもしくは電子メールで提出してください（FAX又は電子メールで送付される際は、送信した旨のご連絡をお願いします）。

なお、持参の場合は、日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

1 4. 参加表明書の提出方法、期間及び提出先

申請書を提出する場合は、必ず別紙様式3号「大牟田市営駐車場・大牟田市自転車等駐車場の指定管理者公募参加表明書」を提出してください。参加表明書の提出があった法人等のみが申請書を提出することができます。

(1) 提出方法

郵送又は持参（電子メール、FAXでの提出は不可）。

※共同事業体の場合は、代表構成団体が申請すること。

※郵送の場合は、書留郵便により当該期間内に必着とします。

※持参の場合は、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出期間

令和7年8月20日（水）から8月29日（金）まで

(3) 提出先

12の（3）のとおり

1 5. 指定申請の方法、期間及び提出先

(1) 申請方法

提出書類一式を提出先に提出してください。

※持参の場合は、日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合は、書留郵便により令和7年9月22日（月）に必着のこと。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

(2) 提出期間

令和7年9月8日（月）から9月22日（月）まで

(3) 提出先

12の（3）のとおり。

1 6．選定方法

大牟田市市民協働部指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の選考事項に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補者として選定します。

なお、応募団体が1団体の場合でも、選定委員会の定める選定基準を満たしていないときは選定されず、再度公募を行う場合があります。

《選考事項》 ※各事項の括弧内の数値は配点を表しています。

（1）住民の平等な利用の確保（10 点）

- ①施設の設置目的及び市の運営管理方針の理解
- ②施設の平等な利用の確保

（2）施設の効用の最大限の発揮（30 点）

- ①利用者の増加を図るための具体的手法
- ②サービスの向上を図るための具体的手法
- ③事業内容と施設の設置目的との整合性
- ④施設の維持・管理計画の適格性及び安全性

（3）経費の縮減（20 点）

- ①管理運営業務に係る提案価格
- ②収支計画内容の適格性及び実現の可能性

（4）管理運営を安定して行う人的、財政的基礎（30 点）

- ①安定的な運営が可能となる人的能力
- ②安定的な運営が可能となる経理的基盤
- ③類似施設の運営実績

（5）その他必要な事項（10 点）

- ①緊急時等の対応
- ②情報公開・個人情報保護のための方策

（6）加点項目（5 点）

大牟田市内に事業所等があること

1 7．申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

1 8．無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- （1）申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合

- (2)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3)申請書に記載すべき事項以外の内容を記載した場合
- (4)虚偽の内容を記載した場合
- (5)選定結果を通知するまでの間に選定委員、大牟田市職員及び本件関係者に対して適正な選定を阻害するおそれのある接触行為の事実が認められた場合
- (6)本要項中の「3. 指定管理者が行う管理の基準」を満たしていない場合
- (7)その他、応募資格に適しない場合

19. 選定委員会

令和7年10月上旬～中旬に実施を予定しています。その際に、申請書である法人等の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。詳細な時間、場所等は後日連絡します。

20. 選定結果の通知

選定結果は、申請者に文書で通知するとともに、大牟田市公式ホームページにおいて公表します。

大牟田市公式ホームページ URL <https://www.city.omuta.lg.jp/>

21. 指定管理者の決定及び管理業務に係る協定の締結

- (1) 指定管理者は、令和7年12月大牟田市議会の議決を経て決定（指定）される予定です。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結します。

22. 利益の還元剰余金の取り扱いについて

指定管理者業務の実施により利益を得た場合、当該は管理者の経営努力によるものである一方、公共財産施設運営から生まれたものでもあります。したがって、計画を大きく超える利益が出た場合は、その一部を市民に還元することも必要であり、以下のとおり利益の還元をお願いしています。なお、決算により損失が生じた場合は、市がこれを補填することはありません。（11リスク分担で規定する負担を除く。）

(1) 還元額

指定管理者は、原則として、一事業年度において納入金を納付してもなお、剰余金が生じ、当該年度の利用料が計画額の1.5倍を超えた場合は、その超過額の100分の50の額（一万円未満を切り捨てた額）に相当する額を市に還元するものとします。

(2) 利益の還元方法について

利益の還元方法は、施設利用者の安全性、快適性という観点から、以下の選択肢のなかから市と指定管理者と協議し、1つ又は複数の方法を選択して市に還元するものとします。

ア. 施設の安全性につながる修繕及び工事

イ. 施設利用者の要望を踏まえた備品の設置及び更新

2 3. その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は市役所内及び候補者選定委員会での検討に限ります。)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがあります。
- (4) 大牟田市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的に使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。
- (5) 指定管理者に指定された場合、指定管理期間中各年度の決算書や財務諸表などの経営状況が把握できる資料を提出していただきます。

2 4. 仕様書・申請書類の様式

【仕様書、参考資料】

別紙①仕様書

別紙②参考資料

【提出書類に関する様式】

- 様式 1 号 大牟田市営駐車場・大牟田市自転車等駐車場の指定管理者募集に関する説明会参加申込書
- 様式 2 号 質問票
- 様式 3 号 参加表明書
- 様式 4 号 大牟田市営駐車場指定管理者指定申請書
- 様式 5 号 大牟田市自転車等駐車場指定管理者指定申請書
- 様式 6 号 大牟田市営駐車場指定管理者事業計画書
- 様式 7 号 大牟田市自転車等駐車場指定管理者事業計画書
- 様式 8 号 大牟田市営駐車場・大牟田市自転車等駐車場収支予算書 総括表
- 様式 9 号 大牟田駅東口駐車場収支予算書
- 様式 1 0 号 大牟田駅西口自動車整理場収支予算書
- 様式 1 1 号 新大牟田駅駐車場収支予算書 (新大牟田駅自転車等駐車場を含む)
- 様式 1 2 号 新大牟田駅南駐車場収支予算書
- 様式 1 3 号 大牟田駅東口・西口自転車等駐車場収支予算書
- 様式 1 4 号 役員等名簿及び照会承諾書
- 様式 1 5 号 誓約書
- 様式 1 6 号 申立書
- 様式 1 7 号 共同事業体構成団体届兼委任状

25. 指定管理者選定スケジュール（予定）

選定スケジュールは以下を予定しております。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和7年8月1日（金）～8月29日（金）まで |
| (2) 質問受付 | 令和7年8月6日（水）～8月22日（金）まで |
| (3) 説明会 | 令和7年8月19日（火） |
| (4) 質問回答 | 令和7年8月27日（水）までに回答します。 |
| (5) 参加表明書受付 | 令和7年8月20日（水）～8月29日（金）まで |
| (6) 申請受付 | 令和7年9月8日（月）～9月22日（月）まで |
| (7) 選定 | |
| （プレゼンテーション含む。） | 令和7年10月上旬～中旬 |
| (8) 選定結果の通知 | 令和7年11月中旬 |
| (9) 指定議案の議決 | 令和7年12月議会に提案 |
| (10) 指定の公告 | 令和8年1月上旬 |
| (11) 協定書締結 | 令和8年2月 |

26. 問い合わせ先

〒836-0041

大牟田市新栄町6番地1

大牟田市市民活動等多目的交流施設えるる 1階

大牟田市市民協働部 生活安全推進課 （担当：前田、中本）

電 話：0944-41-2730

F A X：0944-52-5299

メールアドレス：e-seikatuas01@city.omuta.fukuoka.jp